

## 習志野市選挙管理委員会議事録

令和5年度 第1回定例選挙管理委員会

○開催日

令和5年5月17日(水)午前9時00分～午前9時30分

○場所

市役所2階3会議室

○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	染谷 雅美	出席	
委員長職務代理者	中野 隆	出席	議事録署名
委員	上條 寿美	出席	
委員	樋上 雅昭	出席	

○付議事項と審議結果

上程4件中「可決4件」「否決0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第17号 令和5年4月23日執行習志野市長選挙に係る 選挙の効力に関する異議の申出に対する決定について	可決
議案第18号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	可決
議案第19号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	可決
議案第20号 選挙人名簿から抹消することについて	可決

●-----●  
< 発言要旨 >

【委員長】

只今より、令和5年度選挙管理委員会第1回定例会を開会いたします。

会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により中野委員を指名いたします。

本日の議題は、お手元に配布しております次第のとおり、議題 4件であります。それでは、早速議題に入ります。

議案第17号は令和5年4月23日執行習志野市長選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出に対する決定についてです。

事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

事務局より経過を説明し、決定書案を読み上げる。

異議申出書は、令和5年5月9日23時57分に、夜間・休日の届出窓口であり習志野市庁舎グラウンドフロアにある警備員室に提出された。

本件選挙の効力に関する異議の申出は、本件選挙の日から14日目の令和5年5月7日が日曜日であるため、その翌日の同月8日までに文書で当委員会になされる必要があった。

しかしながら、本件異議申出は、法第202条第1項の期間経過後である同年5月9日になされたものであり、法に定められた期間を経過したときは、不適法なものとして却下せざるを得ない。

**【委員】**

申出者は定められた期間を経過していることは認知しているのか。

**【事務局】**

受理時に詳細の説明はしないため認知していない可能性もある。定められた期間を経過していても異議申出の受理自体は行い、それに応じた決定書をもって回答することとなる。

**【委員】**

本決定書を受理しなかった場合はどうなるのか。

**【事務局】**

法に定められた期間を経過し、選挙の効力にも影響がないため粛々と対応していく。

**【委員長】**

只今の事務局説明も含め、他に質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないようですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第18号及び第19号は、選挙人名簿の閲覧に関するものです。

一括して事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第18号及び第19号について事務局より説明する。

**【委員長】**

只今の事務局説明について、他に質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないようですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第20号は、選挙人名簿から抹消することについてです。

事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第20号について事務局より説明する。  
(説明後、抹消にかかる各名簿を回付して確認する。)

**【委員長】**

只今の事務局説明について、他に質疑ありますか。  
(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。  
(なしと言う声) ないようですので、原案のとおり決定いたします。

それでは、以上をもちまして  
選挙管理委員会第1回定例会を閉会いたします。